

2026年度 星槎大学専門職大学院 教育課程連携協議会 委員一覧（2026.04. 更新）

N0	委員	氏名（敬称略）	委員区分	所属	職責	〒	住所
1	継続	吉田 進	第3条第2号及び3号	川崎市教育委員会	職員部教職員人事課 担当課長	210-0004	川崎市川崎区宮本町6番地
2	新規	高原 洋介	第3条第2号及び3号	横浜市教育委員会	教職員人事部教職員育成課育成係 首席指導主事	220-0022	横浜市西区花咲町6-145 横浜花咲ビル2階
3	新規	大東 洋樹	第3条第2号及び3号	神奈川県教育委員会	教育局指導部長	231-8588	横浜市中区日本大通1 神奈川県庁東庁舎6F
4	継続	平出 彦仁	第3条第4号	外部有識者	元神奈川県教育委員長／元横浜国立大学教授	223-0062	神奈川県横浜市港北区日吉本町1-10-10
5	継続	石倉 義之	第3条第2号	大原学園高崎校	副校長	370-0846	群馬県高崎市下和田町5-3-16
6	継続	芳川 玲子	第3条第1号	星槎大学大学院	研究科長／自己点検・評価委員長		
7	継続	岩澤 一美	第3条第1号	星槎大学大学院	教務委員長		
8	継続	小林 学	第3条第1号	星槎大学大学院	事務部長		
記録	-	須田 昂太郎	-				

※青字部分が昨年度からの変更点

星槎大学専門職大学院 教育課程連携協議会に関する規程（抜粋）

第3条 育課程連携協議会は、学長が委嘱する以下の委員をもって組織する。

- (1)学長又は当該専門職大学院の研究科長が指名する教員その他の職員
- (2)当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、
広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者
- (3)地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者、その他の地域の関係者
- (4)当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認める者